

5-10 動力ポンプ設備

1 設置場所

動力消防ポンプ（消防ポンプ自動車又は自動車によって牽引されるものを除く。）の設置場所は、次によること。

- (1) 設置する水源ごとに当該水源の直近又は容易に接近できる場所とすること。
- (2) 雨水等の影響を受けるおそれのない場所又は同等以上の措置をした場所に設置すること。

2 水源

5-2 屋内消火栓設備 1（(5)を除く。）に準ずるほか、地盤面より下に設けられる水源の有効水量は、次によること。

- (1) 地盤面から落差 5 m 未満の場合は、水源の下端から 0.5 m 以内の部分は有効水量に含めない。
- (2) 地盤面から落差 5 m 以上ある場合は、落差 4.5 m 以内の部分を有効水量とする。
- (3) 吸管投入孔を設ける場合は、直径 60 c m の円が内接することができる大きさ以上とすること。

3 性能

政令第 20 条第 3 項に規定する放水量は、「動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令」（昭和 61 年自治省令第 24 号）第 21 条の別表（下表参照）に定める規格放水性能における規格放水量とすること。

ポンプ の級別	放 水 性 能			
	規格放水性能		高圧放水性能	
	規格放水圧力 (MPa)	規格放水量 (m ³ /分)	高圧放水圧力 (MPa)	高圧放水量 (m ³ /分)
A-1	0.85	2.8以上	1.4(直列並列切換え型のポンプは、1.7)	2.0(直列並列切換え型のポンプは、1.4)以上
A-2	0.85	2.0以上	1.4(直列並列切換え型のポンプは、1.7)	1.4(直列並列切換え型のポンプは、1.0)以上
B-1	0.85	1.5以上	1.4	0.9以上
B-2	0.7	1.0以上	1.0	0.6以上
B-3	0.55	0.5以上	0.8	0.25以上
C-1	0.5	0.35以上	0.7	0.18以上
C-2	0.4	0.2以上	0.55	0.1以上
D-1	0.3	0.13以上		
D-2	0.25	0.05以上		

注：政令第 20 条第 1 項第 1 号に掲げる防火対象物又はその部分に設置するものは、上記表中の規格放水量が 0.2 m³/分以上のポンプ（C-2 級以上）、同条同項第 2 号に掲げる建築物に設置するものは、上記表中の規格放水量が 0.5 m³/分以上のポンプ（B-3 級以上）とすること。

4 器具

- (1) 吸管は、前記2の水源水量を有効に採水できる長さ及び構造のものとすること。
- (2) ホースは、動力消防ポンプの規格放水量に基づき、政令第20条第4項第1号の規定によりその有効範囲となる部分に、有効に注水できる本数（20mホース5本以上）を設けること。

5 表示

- (1) 動力消防ポンプを収納する部分には、「動力消防ポンプ常置場所」と表示すること。
- (2) 水源の付近には次の表示をすること。
 - ア 「動力消防ポンプ用水源」である旨を見やすい位置に、かつ容易に判別できる文字で表示すること。
 - イ 2(3)の吸管投入孔を設ける場合は、吸管投入孔の蓋に「吸管投入孔」の表示をすること。